資料1

CBDCの目的・意義について

財務省

2026年10月22日

我が国における一般利用型CBDCの目的・意義の例（進捗報告抜粋）

今後、制度設計の大枠の整理に向けた議論を進め、法制面や発行の可能性を検討する過程で改めて検討されるものではあるが、現時点で考えられる我が国におけるCBDCの目的・意義としては、たとえば以下の①～④が考えられる。

① 支払い手段に関するユニバーサルアクセスの維持

我が国では現金の使用率が高く、民間の提供するキャッシュレス決済手段も広く普及している。当面、こうした状況が大きく変わる可能性は高くないと考えられるほか、政府・日本銀行は、現金に対する需要がある限り、責任を持って、その供給を継続していく方針を示している。こうしたもとで、仮に将来的に現金が使われにくくなる事態が生じ、一方で民間マネーが現金の持つ機能を十分に代替できない場合には、現金や民間マネーと並ぶ決済手段として、いつでもどこでも安心して利用できるCBDCを導入することは、有力な選択肢の一つとなる。

② デジタル社会にふさわしい決済システムの構築

CBDCは、新たなサービス提供やイノベーション促進の基盤として機能するほか、補完的に支払い手段を提供することで決済にかかる健全な競争環境を維持することに貢献しうる。加えて、行政等の事務効率化やDX推進、社会全体の決済にかかるコストの削減などの効果も期待される。

③ 決済の自律性とレジリエンスの堅持

我が国においては、現金や国内事業者が提供する民間キャッシュレス決済手段のプレゼンスが高く、決済の自律性などに関する懸念に現時点で直面していない。もっとも、決済システムが高度化する中でこれが変化する可能性があり、CBDC導入を通じて「円」の安定性・利便性を不断に高めていくことが、将来にわたる決済の自律性やレジリエンスの堅持につながると考えられる。

④ 民間マネーの相互運用性向上と信頼のアンカー機能の発揮

CBDCが民間デジタルマネーの橋渡し役を果たすことで、相互運用性や交換容易性を高める可能性がある。将来的に多様な民間マネーが生まれ得るなかでも、これらが中銀マネーと日常的に交換されることでCBDCが信頼のアンカーとして機能し、「マネーの一様性」をより盤石にするのではないか。

出典：「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議　進捗報告」より抜粋

想定しているCBDCの基本的な性質

- CBDCは、中央銀行が発行するデジタル通貨として検討されていることから、現金（硬貨・紙幣）に近い特性を備えると同時に、デジタル形態で発行されることで有する特性を併せ持つと考えられる。
- こうした性質があることにより、仮にCBDCが導入された場合には、現金や他の決済手段等とは異なった役割・機能を果たし、併存していくことが想定される。

現金との共通点

即時決済性
引き渡した時点で即時に決済が可能

ユニバーサルアクセス
どこでも、誰でも支払い手段として利用できる

信頼性
信用リスクなく、安全に利用できる

デジタル形式としての特性

セキュリティ
個人情報の管理、セキュリティの確保に万全を期すことが求められる

相互運用性
事業者間のサービスの橋渡しの役割を果たす可能性がある

追加サービス
CBDCを基盤とした民間事業者による追加サービスの提供が検討されている

（注）これまでの議論を参照して、現時点で考えられるCBDCの主な性質を列挙したものであり、今後のCBDCのあり方を予断するものではない。

Ⅰ． 支払い手段に関するユニバーサルアクセスの維持

【CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議　進捗報告（以下、進捗報告）抜粋】

我が国では現金の使用率が高く、民間の提供するキャッシュレス決済手段も広く普及している。当面、こうした状況が大きく変わる可能性は高くないと考えられるほか、政府・日本銀行は、現金に対する需要がある限り、責任を持って、その供給を継続していく方針を示している。

こうしたもとで、仮に将来的に現金が使われにくくなる事態が生じ、一方で民間マネーが現金の持つ機能を十分に代替できない場合には、現金や民間マネーと並ぶ決済手段として、いつでもどこでも安心して利用できるCBDCを導入することは、有力な選択肢の一つとなる。

リテール決済機能の維持のための施策（海外の事例）



【金融機関への施策】

・現金アクセスに関する調査、サービスの確保を義務化 (2024 英国)

・現金の預入・引出サービスの維持を義務化 (2026 スウェーデン)

・既存の地域支店網縮小を留保することで合意 (2025 豪州)



【小売店等への施策】

・食料・燃料を扱う小売店等に対し、現金使用の確保を義務化 (2026 豪州)

・対面取引での決済において、現金受入れの義務の明記を検討 (2026 ユーロ圏)



【家庭への施策】

・中銀が各家庭に対し、一定額の現金を常備するよう提言 (2026 スウェーデン)



【現金の補完策】

・リテール型CBDC「デジタルユーロ」の導入を検討 (発行は2029予定 ユーロ圏)

現金へのアクセスを確保する施策と並び、現金を補完するものとしてCBDCの導入も検討されている。

（参考）リテール決済機能の維持のための施策（海外の事例）

英国

- キャッシュレス決済の普及、現金流通の減少から、国内のATM数が2018～2023年で25%、銀行・住宅金融組合の支店数が2012～2022年で40%減少。

 出典：House of Commons Library “Statistics on access to cash, bank branches and ATMs”

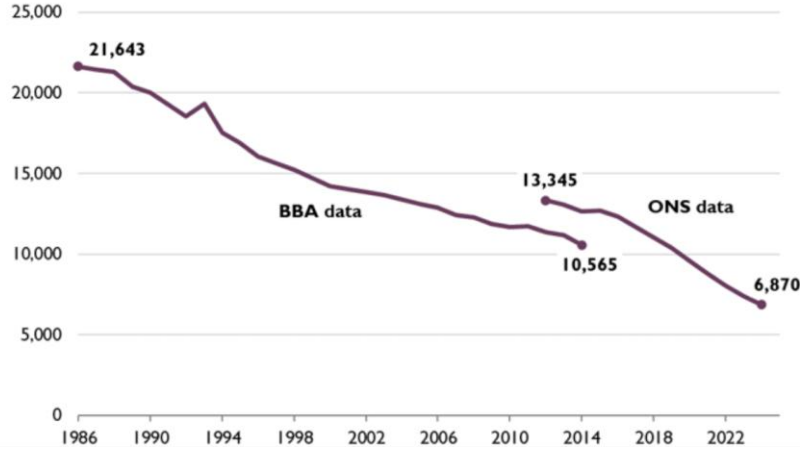
- 2019年のレポートでは、調査対象の47%がキャッシュレス社会において大きな課題を抱え、17%がキャッシュレス社会に対応できないとの調査結果が報告された。

 出典：“ACCESS TO CASH REVIEW 2019 Final Report”

- 指定銀行等に、支店・ATMの閉鎖・転換時の地域への影響評価、重大な影響がある場合の代替サービス提供、代替サービス整備までの既存施設維持を義務付ける規制を導入。

 出典：FCA Policy Statement “Access to Cash”

英国の銀行支店数の推移



出典：House of Lords Library “Closure of bank branches: Impact on rural communities”

スウェーデン

- Swish等のモバイル決済が急速に普及し、決済の利便性が向上する一方、現金利用は大幅に減少。現金を受け入れない店舗・飲食店等が増加したことで、デジタル技術を利用できない人々が支払いから排除される可能性が問題視された。

 出典：Sveriges Riksbank “Payments Report 2019”

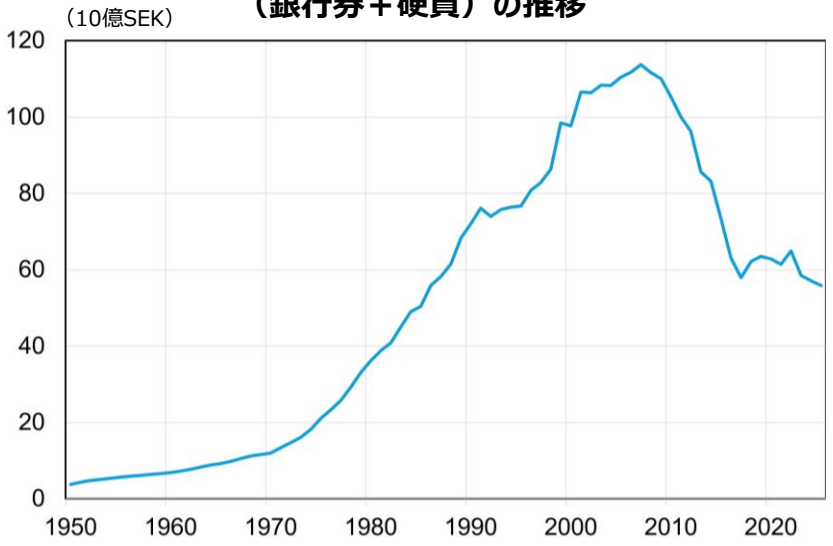
- 2026年、決済サービス法を改正し、一定規模の金融機関に対し、現金の預入・引出サービスの維持を義務付け。違反した場合には罰金等が課される。

 出典：Sveriges Riksbank “Obligation for major banks to provide certain cash services”

- 一時的な危機、混乱が起きた場合に備え、１週間分の生活必需品を購入できる目安として、成人１人あたり1,000クローナ程度の現金を家庭内で備えておくよう中央銀行が提言。

 出典：Sveriges Riksbank “New recommendation for public payment preparedness”

スウェーデンの通貨流通高（銀行券＋硬貨）の推移



出典：Sveriges Riksbank公式統計より事務局作成

（参考）リテール決済機能の維持のための施策（海外の事例）

オーストラリア

- 2017年以降、オーストラリアの地域部では銀行支店の36%が閉鎖。2025年２月、政府は大手４銀行との間で、少なくとも２年半の間、地域部の支店網の削減を留保することに合意。

出典：The Treasury “Securing regional banking services”

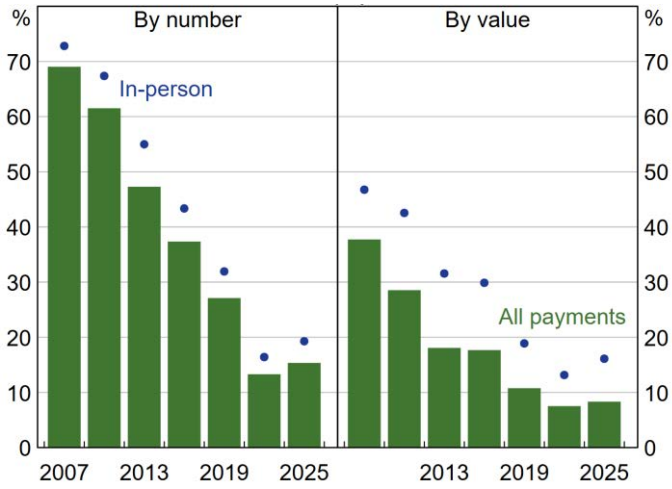
- 2023年には国内の現金流通を担う２大事業者が統合。RBA（オーストラリア中銀）は、現金流通の減少が流通事業者に財政的な負担を強いていると分析。2026年、現金流通サービスを規制する法律が施行。RBAが現金流通に関わる重要事業者を指定し、サービス・現金アクセスの確保・維持に関する契約の枠組みを設けた。

出典：RBA “Cash Distribution Framework Bill 2026”

- 2026年より、スーパーマーケット、燃料販売事業者に対し、現金で支払える環境の確保を義務付け。

出典：“Competition and Consumer (Industry Codes - Cash Acceptance) Regulations 2025”

オーストラリアの決済に占める現金の割合
（左：回数ベース、右：金額ベース）



出典：RBA “Cash Use in Australia”

ユーロ圏

- ECB（欧州中央銀行）は、2026年中の規則案成立を条件に、2027年半ばにパイロット実験を開始し、2029年中にデジタルユーロを発行することを目指すと発表。規則案では、法定通貨としてデジタルユーロの受入義務を課す方針で検討されている。
- 上記の規則案とあわせて、小売店やサービス事業者が、対面取引で現金受取を拒否することを原則禁止する規則案が審議中。同規則案では、ユーロ圏各国に対し、市民が確実に現金にアクセスできる環境を維持することを義務付ける方針。

—— ECBが発行するデジタル形態の現金として、デジタルユーロはレジリエンスと包摂性の鍵である現物の現金を補完するだろう。デジタルユーロは、たとえ大きな混乱があっても、全てのヨーロッパ人が無料かつ普遍的に受け入れられるデジタル決済手段でいつでも支払いができることを保証する。

出典：ECB　チポローネ理事演説（2025年９月）より仮訳

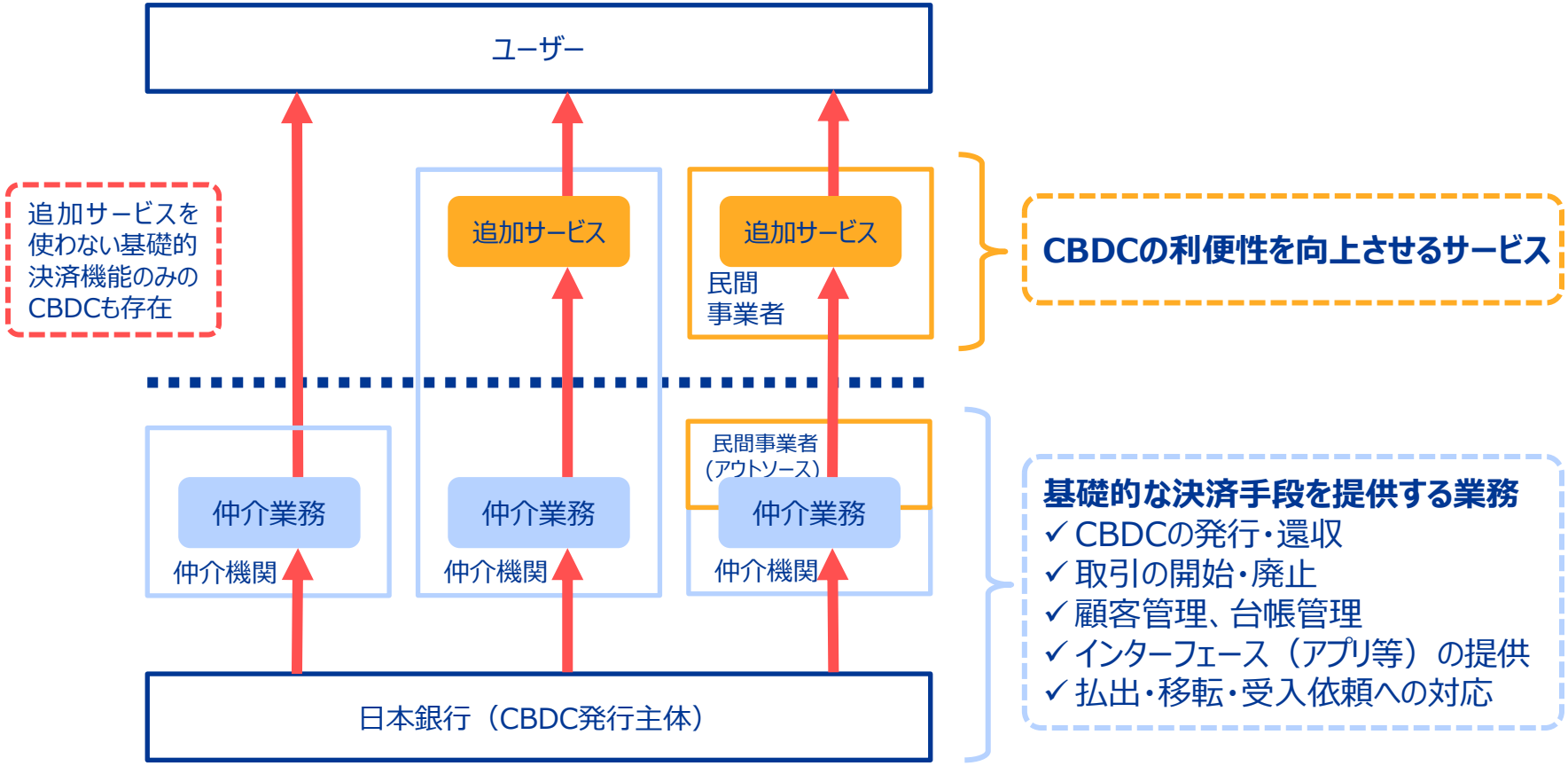


Ⅱ．デジタル社会にふさわしい決済システムの構築

【進捗報告　抜粋】

CBDCは、新たなサービス提供やイノベーション促進の基盤として機能するほか、補完的に支払い手段を提供することで決済にかかる健全な競争環境を維持することに貢献しうる。

加えて、行政等の事務効率化やDX推進、社会全体の決済にかかるコストの削減などの効果も期待される。



出典：「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議幹事会」第７回事務局説明資料より抜粋

考えられる追加サービスの例

考えられる追加サービスの例

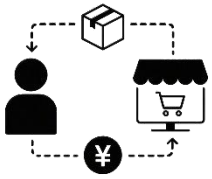
※「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議　中間整理」に基づく。



CBDCの利用・管理の利便性を高めるサービス



CBDC取引で取得した情報を、同意を基にビジネスに利活用するサービス



CBDCによる決済に情報伝達機能を付すサービス



CBDCによる決済を高度化するサービス

行政等の事務の効率化

Q. リテールCBDCについて、どのようなユースケースを想定しているか？（複数回答可）

・個人間送金　81%
・対面店舗決済（POS決済）79%
・政府からの支払い 79%
・政府への支払い　76%
・……

➢ 国際決済銀行（BIS）が2024年に各国の中央銀行を対象として行った調査では、多くの国が、CBDCのユースケースとして、政府からの支払い/政府への支払いを挙げている。

出典：BIS “Advancing in tandem - results of the 2024 BIS survey on central bank digital currencies and crypto”（BIS Papers No. 159, 2025）

（参考）日本銀行のAPIサンドボックス・プロジェクトにおいて開発・提案された追加サービス

- 日本銀行は、CBDCに関するパイロット実験の一環として、CBDCの機能拡張性に関する研究と追加サービス・ユースケースの検討のために、実験用システムとは別にクラウド上に共同での実験環境（日銀基盤領域）を用意し、有志メンバーで追加的なAPIの構築等を行ってきた。
- 有志メンバーが開発・実装した追加サービス等の成果として、プログラマブルな機能の実装等の様々な観点からCBDCの利便性を向上させる機能の紹介や追加サービス・ユースケースが提案された。

プログラマブルな機能の実装
API連携によるコンポーザビリティの実現

① 特定条件下での送金有効化機能、用途制限機能

② データ利活用
－API上に記録されたトランザクションデータを集計し、資金使途等に関するデータを一括取得することができる決済データ自動集計機能を実装。

③ リテール証券決済における元利払いの自動決済、納税事務の自動化

④ 利用地域限定機能、年齢制限付き支払い機能

⑤ ロック機能を活用した資金の仮押さえ
－例えば、レストランの予約時に資金を仮押さえして、サービス提供後（条件確認後）に自動で決済される仕組み。ECサイトや電車賃、ガソリンスタンドでの支払い等、様々なシーンでの応用を展望。

店舗決済における利便性の向上

① 生体認証による「手ぶら」決済
－顔認証技術を利用することにより、デバイスレス、操作レスによる決済が可能となり、誰でも手ぶらでCBDCを利用できる環境の実現可能性が示された。

② マイナンバーカードを利用した「誰でも」決済

新たなテクノロジーの活用

① API基盤領域とDLT基盤との接続

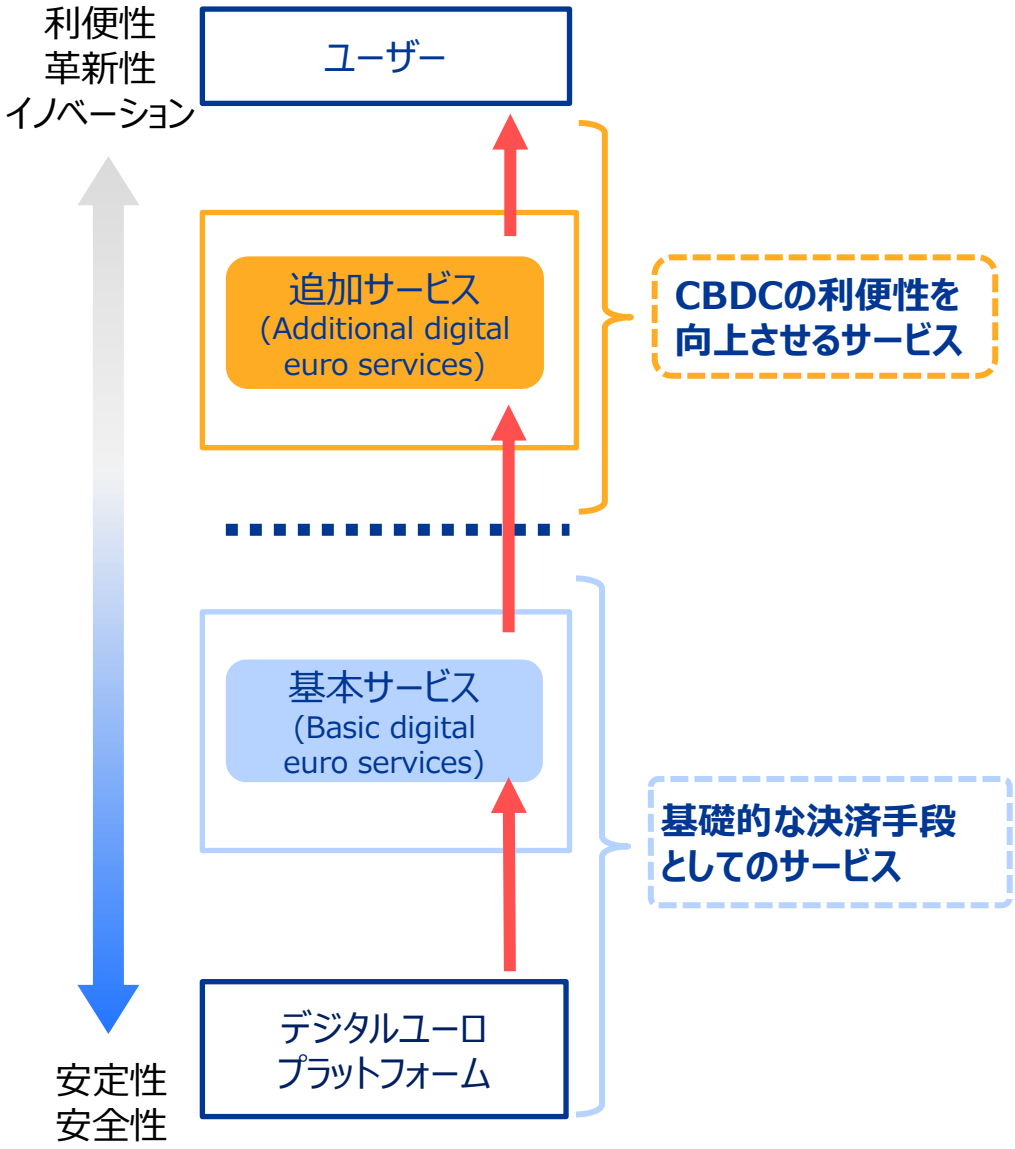
② DLT基盤のブリッジ機能を利用した相互運用性
－CBDCを裏付けに発行されたCBDCトークンを、DLT基盤上のブリッジ機能を使用して、JGBトークンやPBM（Purpose Bound Money）へとシームレスに交換する仕組みを実装。

③ CBDC backed stablecoinによるDeFi活用の検討

④ 実物資産の権利移転を伴う「3Way DVP」の実装

出典：日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する実証実験『パイロット実験』の進捗報告書（2026年６月）」より抜粋

（参考）ユーロ圏における規制のイメージ



民間の創意工夫によるサービス展開

一部の追加サービスを提供する場合も
ECBのルール形成の対象となり得る

業界や利用者との協議を経て
ECBがルールブックを策定
“Digital Euro Scheme Rulebook”
・PSP間の共通基盤を作るための必須要件
・利用者体験を向上させる推奨要件

ECBが規則案の範囲内で
詳細な措置、規則、標準を採択

デジタル・ユーロの基本的な
法的枠組み（EU規則）

※　ECB及び欧州委員会公表資料に基づき事務局作成。

Ⅲ． 決済の自律性とレジリエンスの堅持

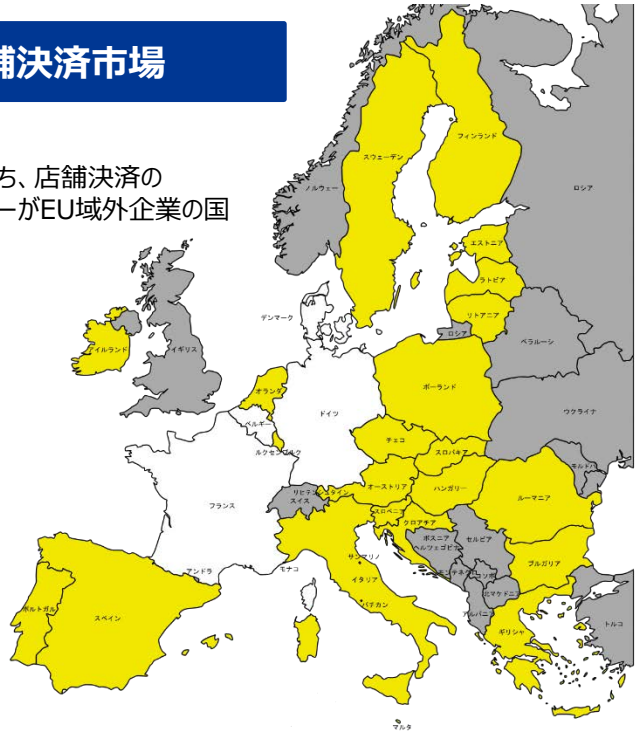
【進捗報告　抜粋】

我が国においては、現金や民間キャッシュレス決済手段のプレゼンスが高く、決済の自律性などに関する懸念に現時点で直面していない。

もっとも、決済システムが高度化する中でこれが変化する可能性があり、CBDC導入を通じて「円」の安定性・利便性を不断に高めていくことが、将来にわたる決済の自律性やレジリエンスの堅持につながると考えられる。

欧州の店舗決済市場

：EU加盟国のうち、店舗決済のマーケットリーダーがEU域外企業の国



※灰色はEU非加盟国

出典：Deloitte “Key Players in the EU Payments Landscape (2025 Edition)”より事務局作成

決済システムのバックアップ機能

―― **リテールCBDCは、バックアップとなる支払い手段の選択肢を提供し、重要なインフラの空白域を埋める可能性がある。**民間の決済プラットフォームが利用できなくなった場合でも、取引を継続するための追加的なデジタル決済の経路を提供できるほか、銀行や決済事業者が機能停止した極限的な状況では、中央銀行が決済機能を直接支えることも考えられる。こうした直接型リテールCBDCは非常時の最後の手段として想定されるが、**決済インフラが深刻な損傷を受けた場合においても、通貨・決済の基本機能を維持するための備えとなり得る。**

出典：IMF “Central Bank Digital Currency: Further Navigating Challenges and Risks”（IMF Policy Paper No. 25/041; November 2025）より仮訳

ユーロ圏における決済の自律性

- ユーロ圏では、各国において、非欧州企業が個人間送金及び店舗での支払いのシェアの多くを占め、既に決済を域外のシステムに依存しており、この点を課題と認識している。
- これに対して、ECBを中心に「戦略的自律性（strategic autonomy）」を掲げて決済の自律性を確保するための施策を講じており、その一環としてデジタルユーロの検討を進めている。

ユーロ圏各国のリテール決済における主要企業（マーケットリーダー）

× 国際的・非欧州企業　　◯ 欧州企業

	オーストリア	ベルギー	クロアチア	キプロス	エストニア	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	アイルランド	イタリア	ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク	マルタ	オランダ	ポルトガル	スロバキア	スロベニア	スペイン
個人間送金	×	×	×	×	◯	×	×	×	◯	×	×	◯	◯	×	×	◯	×	×	◯	◯
店舗支払い	**×**	◯	**×**	**×**	**×**	**×**	◯	◯	**×**	**×**	×	**×**	**×**	**×**	×	**×**	×	**×**	×	**×**

※店舗支払いにおける「×」（太字）は、国内カードスキーム（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード）が存在しないことを表す。

出典：ECB “Preparation phase of a digital euro - Closing report”（2025年10月）、ECB “Report on card schemes and processors”（2025年２月）より事務局作成

決済の「戦略的自律性」にかかるECB幹部の発言

- デジタルユーロ導入を支持する説得力のある論拠は数多く存在するが、私の考えでは、それらはすべて一つの基本原則、すなわち欧州の戦略的自律性の強化(strengthening Europe's strategic autonomy)に収斂する。
- 防衛やエネルギー分野における自律性の維持の緊急性は、既に極めて明白である。しかし、日常的な支払いのような不可欠なサービスにおける自律性の確保も同様に急務である。それがなければ、欧州は地政学的な脅威に対して脆弱となり、通貨主権を失うおそれがある。（チポローネ理事）

- 欧州市民として、私たちは、欧州が自らの管理下にない決済システムに過度に依存する状況を避けたいと考えている。決済システムは、エネルギー、運輸及び電気通信と並び、欧州の重要インフラの一部となっている。このインフラのレジリエンス及びセキュリティは、私たちの経済的安定及び戦略的自律性に直接影響する。
- 欧州のインフラ上に構築されるデジタルユーロは、欧州がその決済システムを支える基盤に対する支配権を取り戻し、それによって自律性を強化することを可能にする。（チポローネ理事）

- デジタルユーロは、現状を維持するだけに留まらない。私たちが長年にわたり抱えてきた依存から脱却する機会でもある。
- 欧州には独自の汎欧州的なカードスキームが存在せず、人々がタッチ決済やカード決済で利用する仕組みの大半は、欧州が保有していないネットワーク上で運営されている。国際的なカードスキームはカード決済の60%超を占めており、ユーロ圏21か国のうち13か国には国内カードスキームが存在しない。（ラガルド総裁）

出典：ECB "Empowering Europe: boosting strategic autonomy through the digital euro"（2025年４月）、"The digital euro: strengthening Europe's payments ecosystem"（2026年２月）、"Money in transition: digitalisation and innovation in payments"（2026年６月）より仮訳

Ⅳ．民間マネーの相互運用性向上と信頼のアンカー機能の発揮

【進捗報告　抜粋】

CBDCが民間デジタルマネーの橋渡し役を果たすことで、相互運用性や交換容易性を高める可能性がある。将来的に多様な民間マネーが生まれ得るなかでも、これらが中銀マネーと日常的に交換されることでCBDCが信頼のアンカーとして機能し、「マネーの一様性」の担保にもつながるのではないか。

多様な民間ペイメント事業



※上記のブランドロゴ及びブランド名は、各社の商標または登録商標。
出典：大阪・関西万博　公式Webサイト

「マネーの一様性」というコンセプト

―― 現金や中央銀行当座預金といった中央銀行マネーについては、金融仲介という極めて重要な機能を担う銀行預金を含め、多様な民間マネーが共存する中で、中心的な役割を果たしていくことが期待されます。**中央銀行マネーという、価値の尺度を体現するマネーが存在し、それが他のマネーと摩擦なく交換されることによって、「マネーの一様性」、つまり、どのマネーであっても「１円は１円」であるという状況**を確保することが可能になります。

出典：日本銀行　黒田総裁挨拶（2023年３月）より抜粋

―― まず、経済の基盤となり、国民が信頼を寄せることができる「安全な通貨」の２つの重要な基盤について説明します。これらは難解に聞こえるかもしれませんが、極めて基本的なものです。

１つ目は「マネーの一様性」、２つ目は「決済のファイナリティ」と呼ばれます。これら２つが相まって、私たちが当然のこととして受け止めていることが確実に成り立っているのです。１つ目は、**銀行口座、紙幣、硬貨など、どこに資金を保有していても、そのすべてが同じ価値を持つという保証があること**です。つまり、私の銀行口座にある１ポンドは、あなたの口座にある１ポンドと等価です。言い換えれば、**通貨は額面通り交換可能であるということ**です。

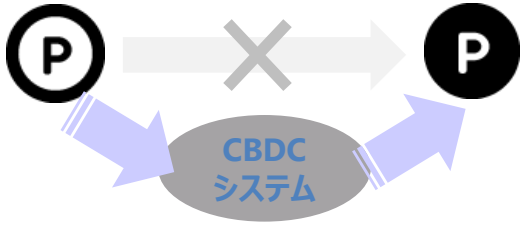
出典：Bank of England　ベイリー総裁講演（2023年７月）より仮訳

CBDCの利用イメージ（これまでの議論の紹介）

➢ これまでの幹事会における議論では、想定されるCBDCのユースケースの１つとして、既にキャッシュレス決済手段が利用されている場面において、各決済手段間の送金の橋渡しとなることが考えられるとされている。

①各決済手段間の送金の橋渡し
送金元で民間マネーからCBDCに変換したうえで、CBDCとして送金し、送金先でCBDCから民間マネーに再変換される形式

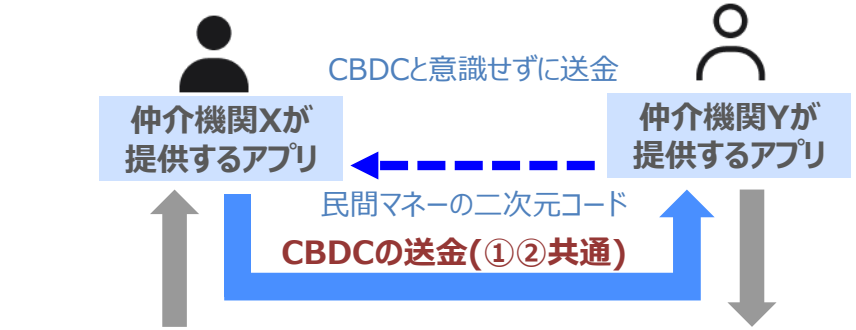
②各決済手段のアプリからCBDCとして支払い
CBDCに変換するのではなく、各種決済手段のアプリなどのサービスや見た目はそのままに、各システムの中で各種決済手段のマネーに代替する形で、CBDCが利用される形式



- CBDCシステムを経由することにより、民間マネー間の**相互運用性が向上**するほか、**決済の即時性**が供与される。またシステムとしての**頑健性**も高まる可能性もある

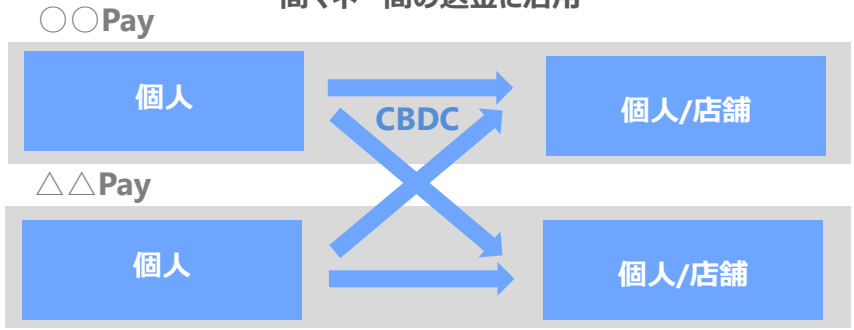
具体的な利用イメージ

・既に民間マネーを利用している個人・店舗



民間マネーとの関係性

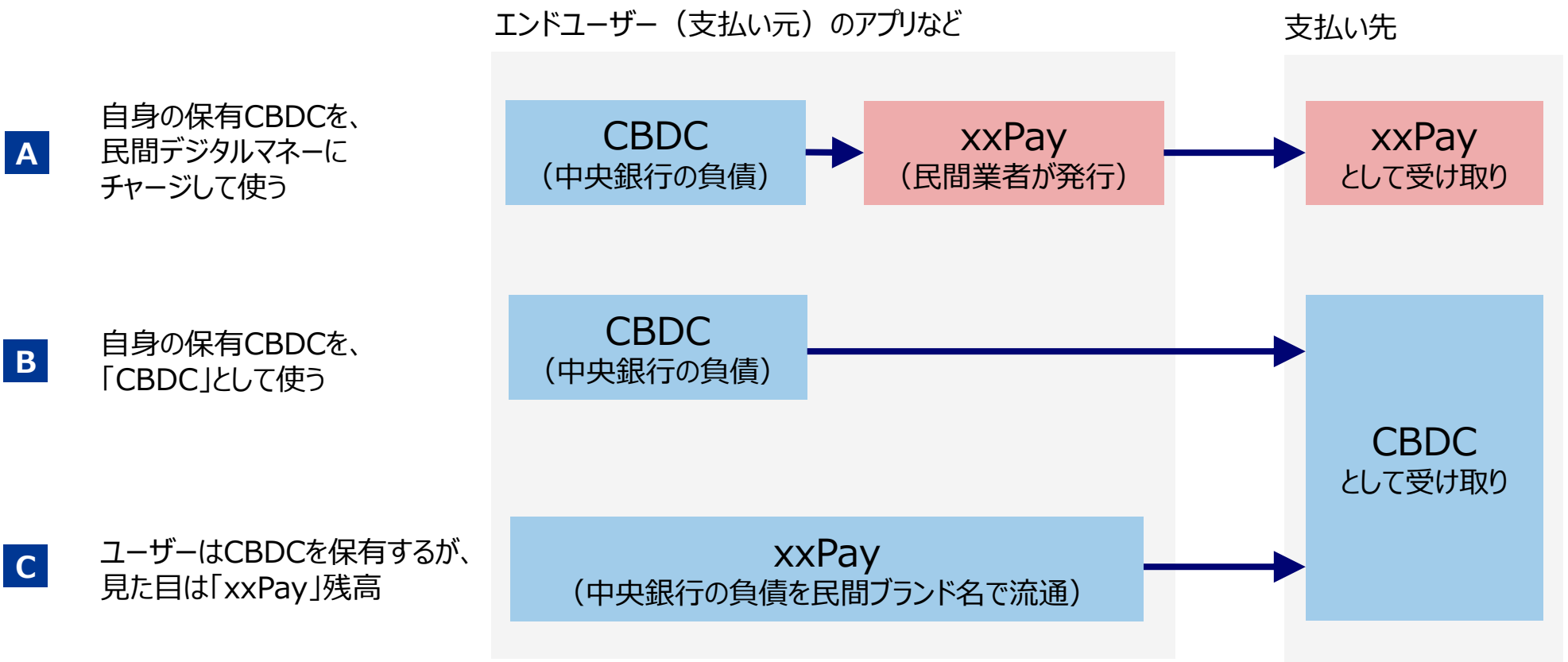
既に民間マネーがカバーしている領域で、同一マネー間や異なる民間マネー間の送金に活用



出典：「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議幹事会」第６回事務局説明資料より抜粋

利用者から見たCBDCの実際の利用イメージ

➢ CBDCの利用方法は、民間デジタルマネーにチャージして使う、CBDCのまま使うことが想定される。
さらに、理論上はユーザーは「xxPay」としてCBDCを使うパターンもありえるとの指摘がある。



出典：「CBDCフォーラム　WG6：他の決済手段との水平的共存」第３回会合資料（野村総合研究所提出資料）より抜粋

【再掲】我が国における一般利用型CBDCの目的・意義の例（進捗報告抜粋）

今後、制度設計の大枠の整理に向けた議論を進め、法制面や発行の可能性を検討する過程で改めて検討されるものではあるが、現時点で考えられる我が国におけるCBDCの目的・意義としては、たとえば以下の①～④が考えられる。

① 支払い手段に関するユニバーサルアクセスの維持

我が国では現金の使用率が高く、民間の提供するキャッシュレス決済手段も広く普及している。当面、こうした状況が大きく変わる可能性は高くないと考えられるほか、政府・日本銀行は、現金に対する需要がある限り、責任を持って、その供給を継続していく方針を示している。こうしたもとで、仮に将来的に現金が使われにくくなる事態が生じ、一方で民間マネーが現金の持つ機能を十分に代替できない場合には、現金や民間マネーと並ぶ決済手段として、いつでもどこでも安心して利用できるCBDCを導入することは、有力な選択肢の一つとなる。

② デジタル社会にふさわしい決済システムの構築

CBDCは、新たなサービス提供やイノベーション促進の基盤として機能するほか、補完的に支払い手段を提供することで決済にかかる健全な競争環境を維持することに貢献しうる。加えて、行政等の事務効率化やDX推進、社会全体の決済にかかるコストの削減などの効果も期待される。

③ 決済の自律性とレジリエンスの堅持

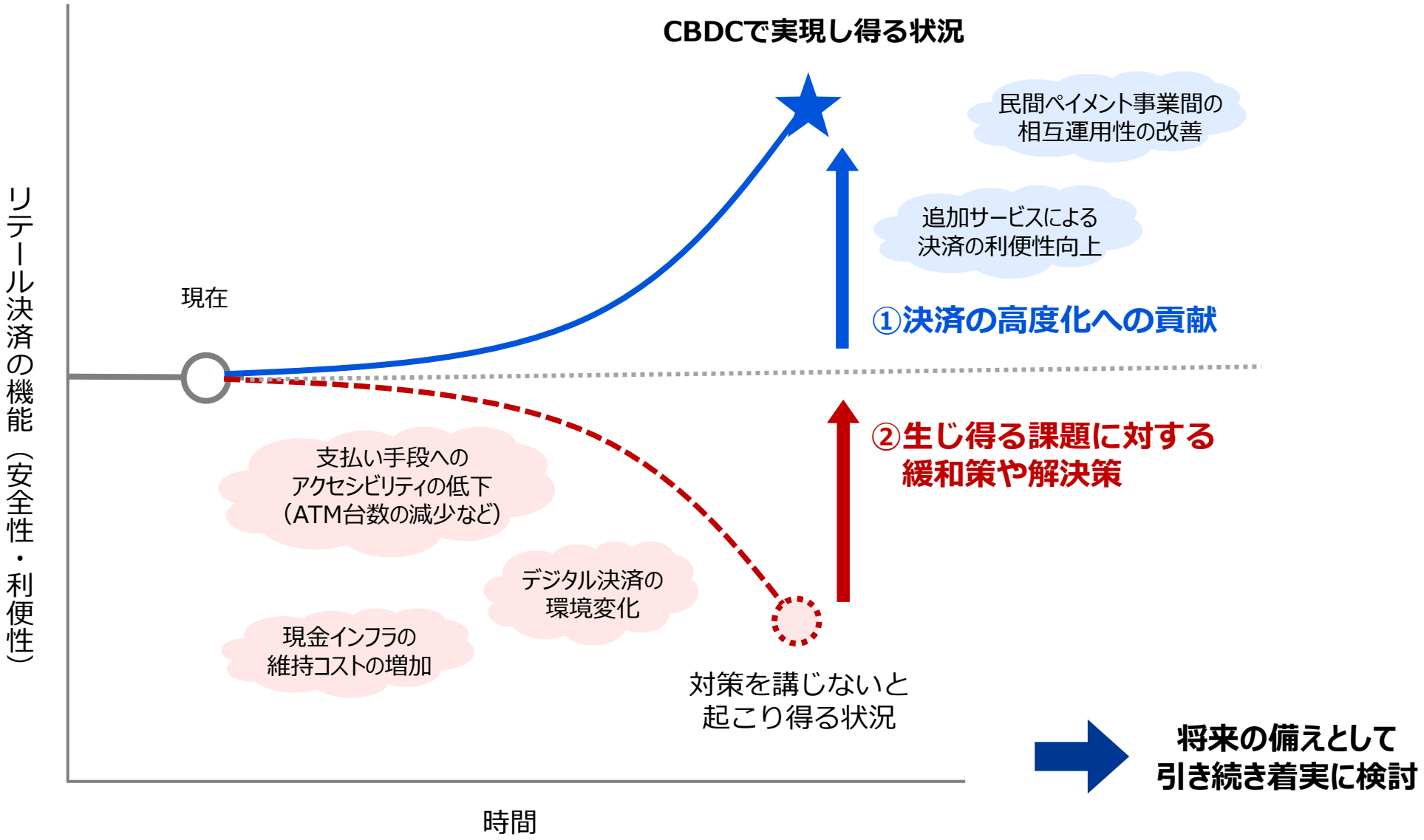
我が国においては、現金や国内事業者が提供する民間キャッシュレス決済手段のプレゼンスが高く、決済の自律性などに関する懸念に現時点で直面していない。もっとも、決済システムが高度化する中でこれが変化する可能性があり、CBDC導入を通じて「円」の安定性・利便性を不断に高めていくことが、将来にわたる決済の自律性やレジリエンスの堅持につながると考えられる。

④ 民間マネーの相互運用性向上と信頼のアンカー機能の発揮

CBDCが民間デジタルマネーの橋渡し役を果たすことで、相互運用性や交換容易性を高める可能性がある。将来的に多様な民間マネーが生まれ得るなかでも、これらが中銀マネーと日常的に交換されることでCBDCが信頼のアンカーとして機能し、「マネーの一様性」をより盤石にするのではないか。

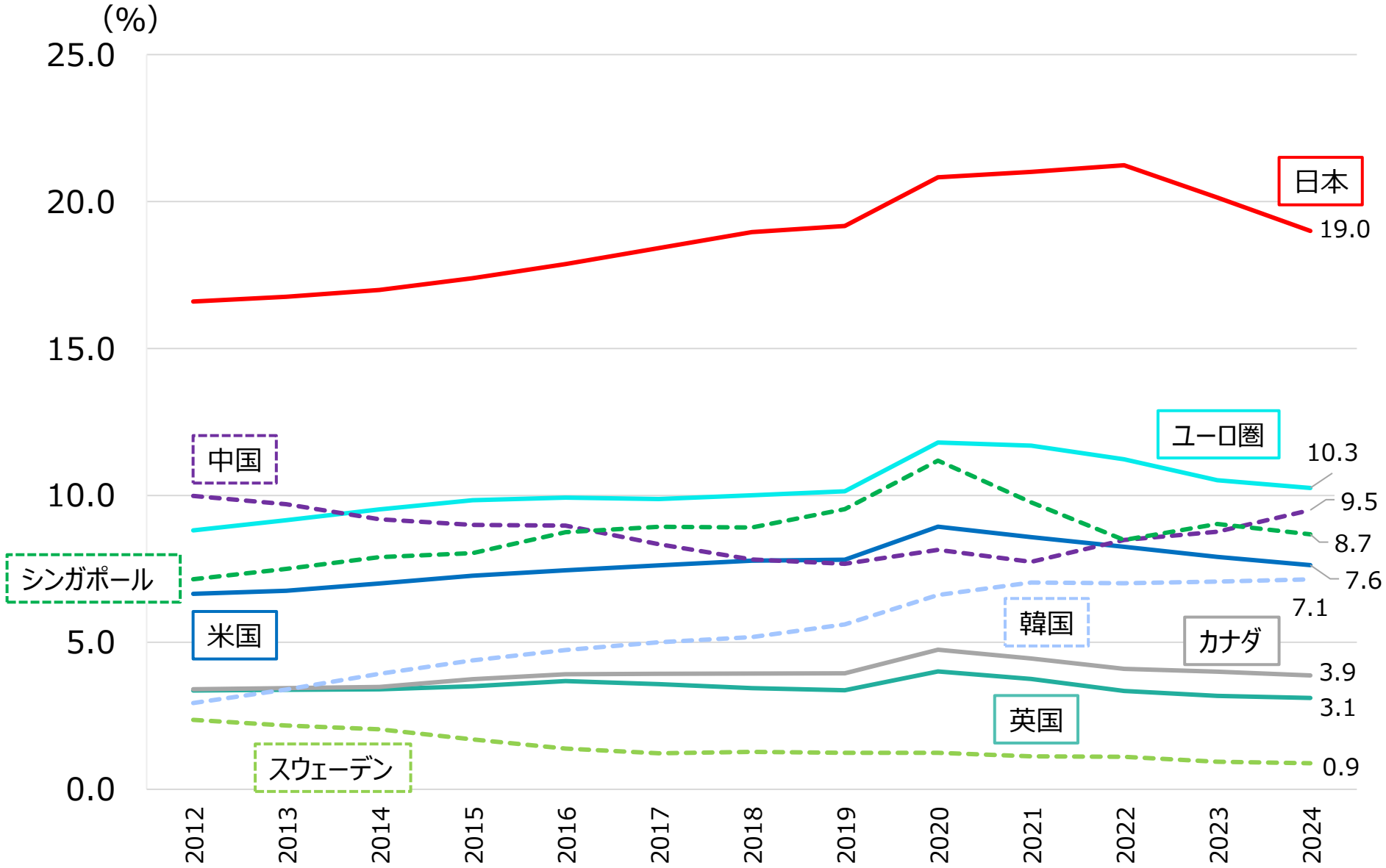
出典：「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議　進捗報告」より抜粋

CBDCに関する検討の基本的な考え方



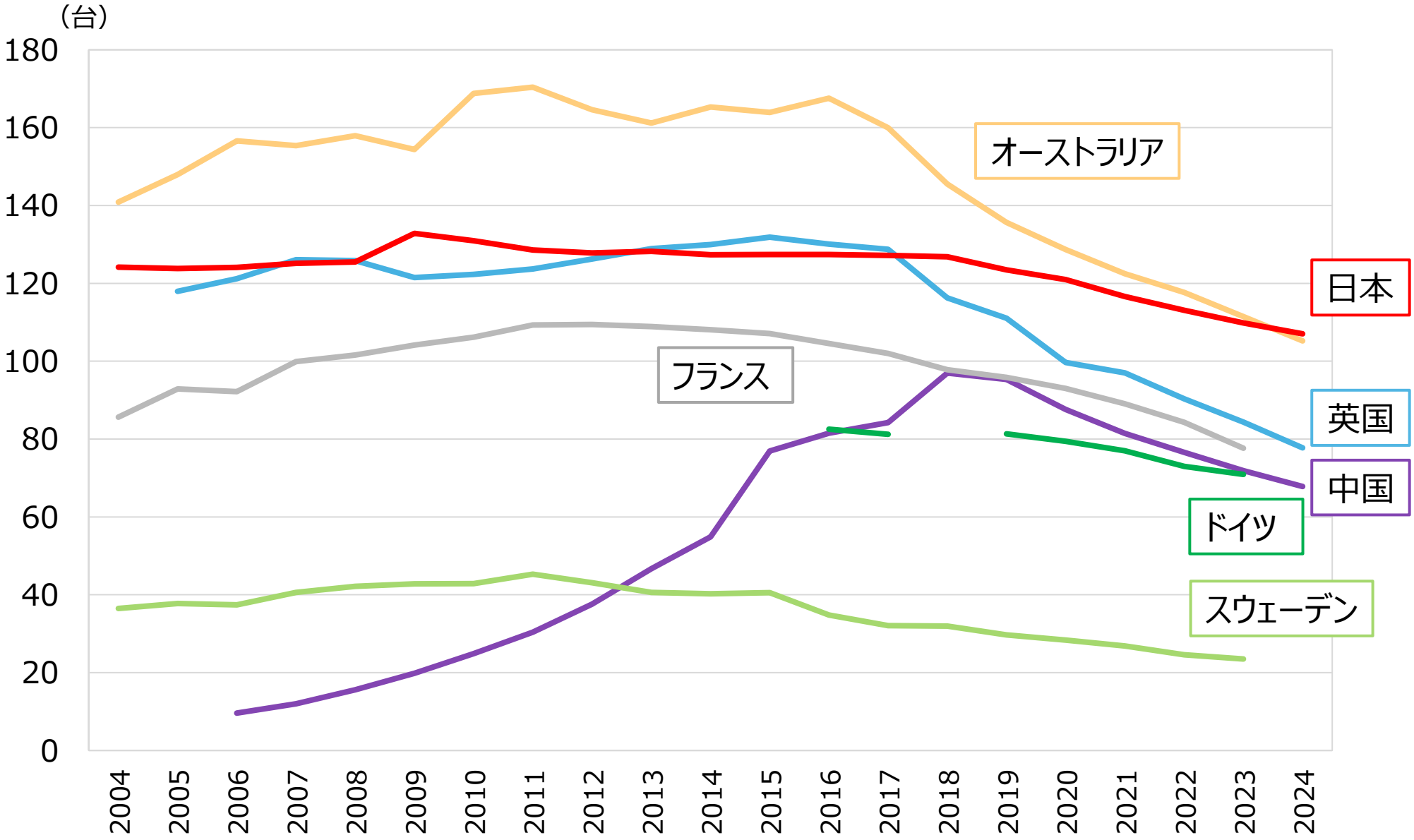
参考資料

各国の通貨流通高（対GDP比）の推移



出典：BIS “Retail payments, currency and related indicators”

各国の成人10万人あたりのATM台数の推移



（注）一部の国・年についてはデータが取得できないため、グラフの表示期間が異なる。
出典：WORLD BANK GROUP “Indicator Automated teller machines (ATMs) (per 100,000 adults)”

現金供給ネットワーク維持にかかる社会コストの試算

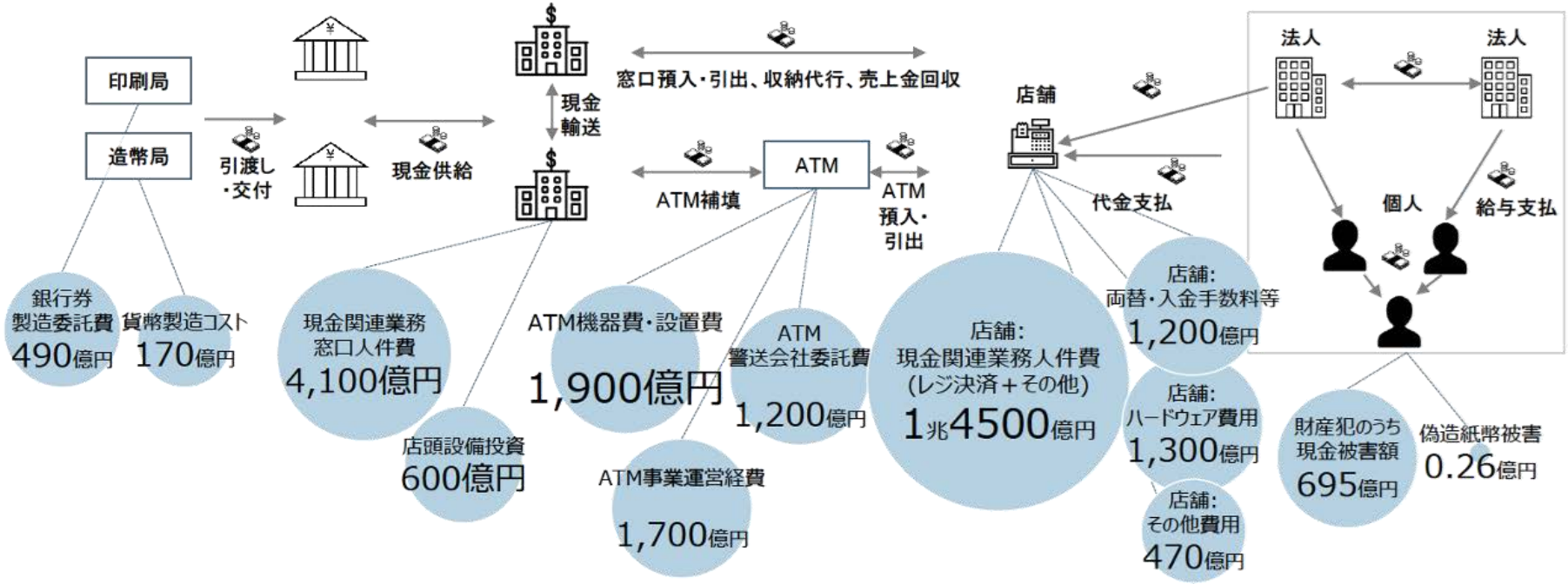
追加経済効果やコスト削減(現金コスト)、キャッシュレス決済コストの詳細

● 現金決済インフラを維持するためのコストは、年間2.8兆円※に上ると推計。

※平成29年度調査により推計した1.6兆円と比し、①ATMの設置・運用コスト、銀行内費用中の「現金関連業務窓口人件費」の算出方法の変更、及びデータソースを最新版に更新、②流通サービス業のコスト項目の変更・追加、③「店舗:現金関連業務人件費」(レジ決済+その他)のデータソースの更新、及び人件費内の取扱項目の変更を行っている。

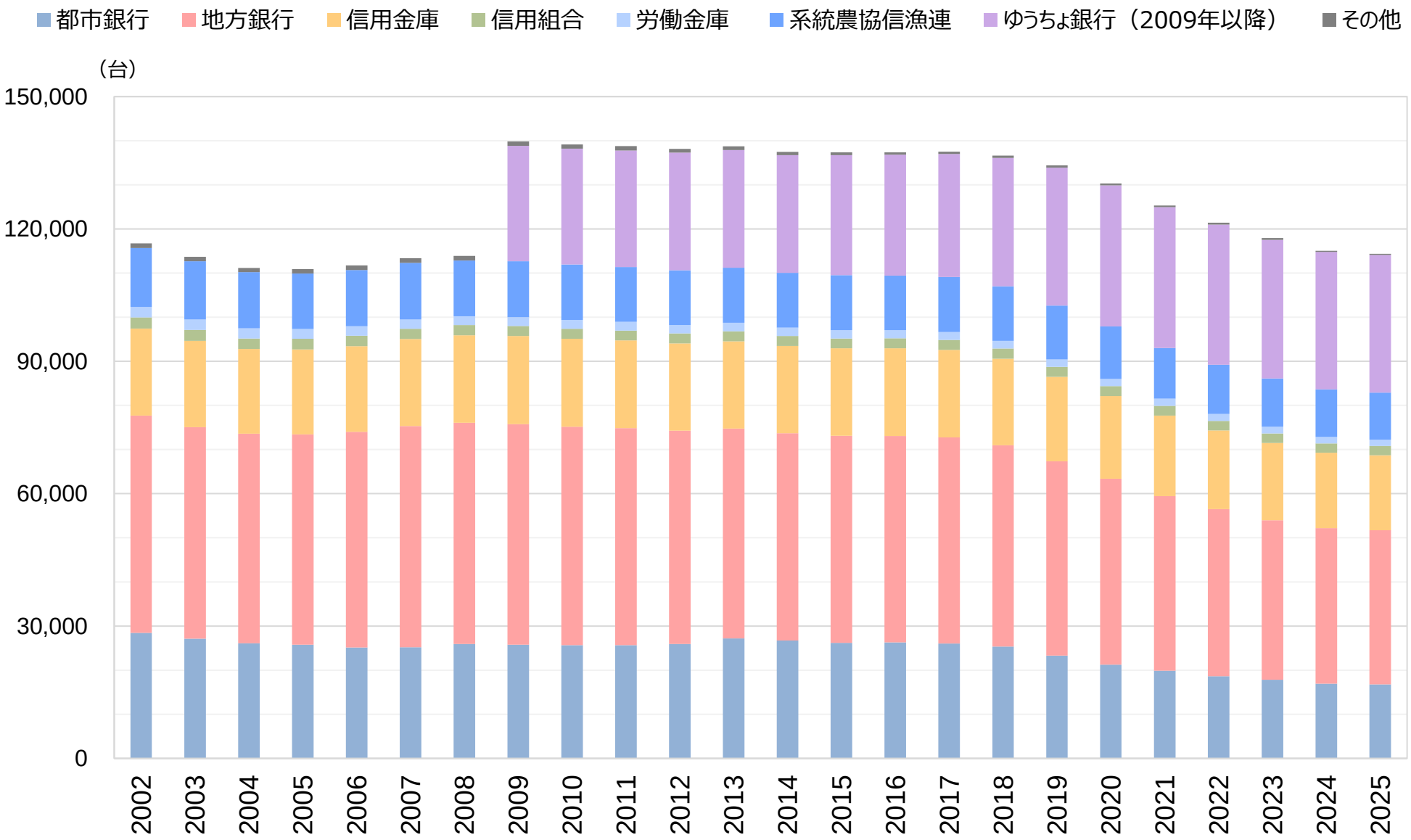
現金決済インフラの直接的な社会コスト(年間)

印刷局・造幣局	日本銀行	銀行店舗	銀行ATM/コンビニATM	流通・サービス業	ユーザー
紙幣・貨幣製造費 660億円	ATMの設置・運用コスト、銀行内費用 9,500億円			店舗:現金関連コスト 1.7兆円	消費者の現金被害額 695億円



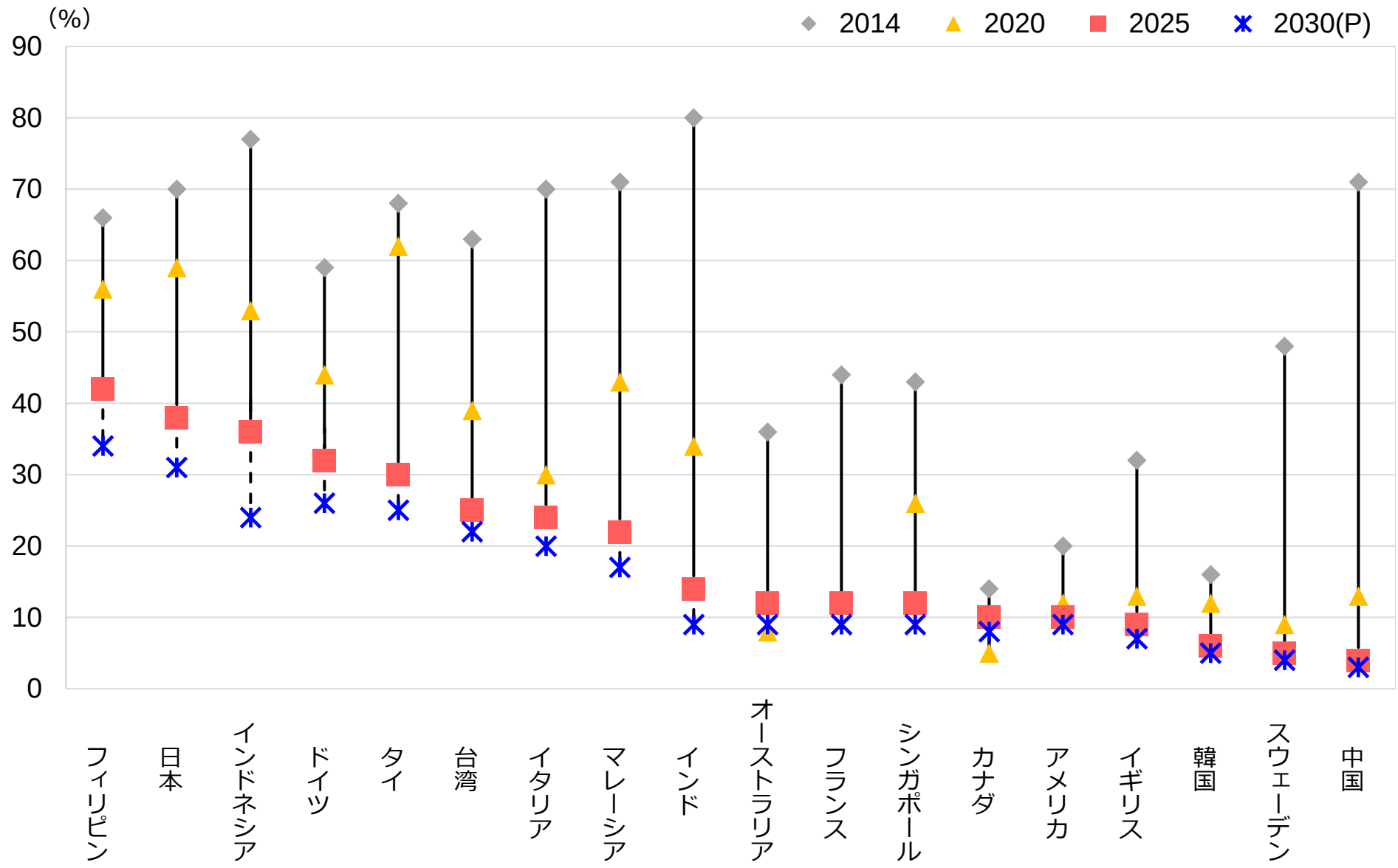
出典:経済産業省「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」 2021年度第３回 事務局説明資料

国内ATM設置台数の推移



（注）「地方銀行」は、地方銀行、地方銀行Ⅱの合計。「その他」には、信託銀行、長信銀・商中が含まれる。
　　ゆうちょ銀行のみ各年３月末時点の数字で、それ以外の分類は９月末時点。ゆうちょ銀行は2009年以降で、参考系列として掲載されている。
出典：全国銀行業協会「決済統計年報」より事務局作成

各国のPOS決済における現金決済比率の変遷



出典：WorldPay “The Global Payments Report 2026”、“The Global Payments Report 2025”、“The Global Payments Report 2021”より事務局作成
2014年、2020年、2025年は実績値、2030年は予測値

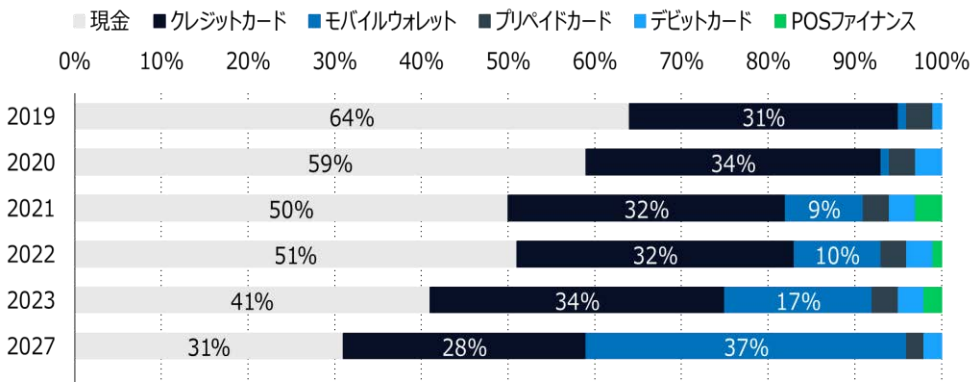
キャッシュレス決済額及び比率の推移



（注１）決済比率（国際比較指標）の算出に用いる民間最終消費支出には、持ち家の帰属家賃等が含まれる。
（注２）決済比率（国内指標）は、家計最終消費支出から持ち家の帰属家賃を除いて算出している。
出典：経済産業省HP「2025年のキャッシュレス決済比率を算出しました」

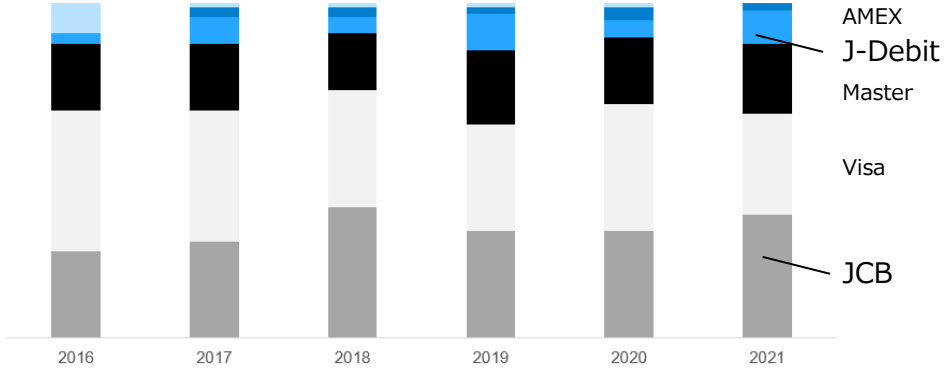
日本国内の店舗決済で利用されている支払い手段

【店舗（POS）での決済で利用される決済手段】



出典：Statista (2024) “Market share of cash, credit cards, and other payment methods at point of sale (POS) in Japan from 2017 to 2023, with a forecast for 2027.”（分母：非公開、複数回答）に基づきNTTデータ経営研究所にて作成

【日本国内でのカードブランド別市場シェアの推移（2016年～2021年）】



出典：Statista (2024) “Market share of payment card brands - Visa, Mastercard, American Express, or in-market local card schemes - in Japan from 2016 to 2022.”（分母：非公開）に基づきNTTデータ経営研究所にて作成

【日本で利用されている主な電子マネーの利用割合】

名称	開発・運営元	割合
交通系ICカード（Suica, PASMO等）	JR東日本等	36%
WAON	イオンフィナンシャルサービス株式会社	21%
nanaco	株式会社セブン・カードサービス	14%
楽天Edy	楽天Edy株式会社	10%
iD	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	8%
QUICPay	株式会社ジェーシービー	6%

【日本で利用されている主なQRコード決済（スマホ決済）の利用割合】

名称	開発・運営元	割合
PayPay	PayPay株式会社	55%
楽天ペイ	楽天ペイメント株式会社	27%
d払い	株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ	22%
au PAY	auフィナンシャルサービス株式会社	14%
メルペイ	株式会社メルペイ	9%
FamiPay（ファミペイ）	株式会社ファミマデジタルワン	9%
AEON Pay	イオンフィナンシャルサービス株式会社	6%

※ 質問「決済カードや決済アプリの中で、あなたが利用しているものを全てお答えください」の回答結果から、電子マネー及びQRコード決済に該当する選択肢にかかる回答割合を抜粋
出典：インフキュリオン「決済動向2026年調査」（n=20,000、複数回答）より事務局作成